

最高裁判所判決を踏まえた生活保護廃止世帯に対する追加給付金支給要綱

(目的)

第1 平成25年生活扶助基準改定に関する最高裁判所判決を踏まえ、岩手県が行う追加給付金の支給（以下「追加支給」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第2 この要綱において「追加支給」とは、平成25年生活扶助基準改定に関する最高裁判所の判決を踏まえ、平成25年8月から第5第1項の規定による申出の日（以下「申出日」という。）までの間に保護を廃止した世帯（平成25年8月から申出日までの間に保護を廃止した世帯であって、申出日時点で保護を受給している世帯を含む。）に対し、当該改定により減額された生活扶助費と見直し後の基準に基づき算定した額との差額に相当する額の支給をいう。

(実施主体)

第3 追加支給の実施主体及びその所管区域は、別表1のとおりとする。

(支給対象者)

第4 追加支給の支給対象者は、平成25年8月から令和8年3月までの期間に岩手県から保護を受けていた世帯の、保護受給当時の世帯主（申出日において世帯主が既に亡くなっている場合にあっては、当該世帯の属していた世帯員を含む。）とする。

(支給の方法)

第5 追加支給は、第4に規定する支給対象者からの申出（以下「申出」という。）に基づき支給するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第4に規定する支給対象者のうち、申出日時点において岩手県による保護を受給しているものについては、当該保護を実施している広域振興局長が、職権により当該保護受給期間に係る追加支給を行うことができる。ただし、追加支給に係る事実関係の確認のため必要があると認めるときは、広域振興局長は、支給対象者に対し、「平成25年生活扶助基準改定に関する最高裁判所判決を踏まえた保護費の追加支給に係る申出書」（様式第1号）（以下「申出書」という。）その他必要書類の提出を求めることがある。

(申出)

第6 追加支給を受けようとする者は、保護を受けていた広域振興局長に対し、申出書に必要書類を添えて申出を行わなければならない。

2 前項の必要書類は、申出書の「申出に当たってのチェックリスト」に記載のとおりとする。

3 第1項の申出の期間、提出先その他必要な事項は、別表2のとおりとする。

(支給の決定等)

第7 広域振興局長は、第5第1項の申出を受理したとき及び同第2項の職権による追加支給の対象者を把握したときは、その内容を審査の上、追加支給に係る保護の事実を確認した場合は、追加支給を行うものとする。

2 前項の規定による追加支給の決定は、保護追加給付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

3 申出があった者について、第1項の規定による審査の結果、追加支給を行わないこととしたときは、その理由を付して、保護追加給付不支給決定通知書（様式第3号）により当該申出を行った者に通知するものとする。

（返還）

第8 広域振興局長は、申出者が虚偽の申出その他不正の手段により追加支給を受けたときは、当該追加支給の全部又は一部の返還を求めることがある。

2 前項の規定により返還を求める額は、この要綱に基づき追加支給した額に限るものとする。

（延滞金）

第9 第8第2項の規定にかかわらず、広域振興局長は、第8の規定により返還を求めた額について、納期限までに納付されないときは、生活保護法における返還金の取扱いに準じて、関係法令及び条例の定めるところの例により延滞金を徴収することがある。

2 前項の場合において、歳入の納期限までに納付されない金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

3 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

4 延滞金の額を計算する場合においては、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合として算出するものとする。

（延滞金の免除）

第10 広域振興局長は、災害その他延滞金を納付すべき者が延滞金を納付することができないやむを得ない事情があると認める場合においては、その全部又は一部を免除することができる。

（受給権の譲渡等の禁止）

第11 追加支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第12 この要綱に定めるもののほか、追加支給に関し必要な事項は、知事が別に定める。

2 その他追加支給に係る支給事務の運用に関する事項については、この要綱と抵触する部分を除き、厚生労働省が示す支給事務マニュアルの例によるものとする。

附 則

この要綱は、令和８年７月１０日から施行し、同年８月１日から適用する。

別表 1（第 3 関係）

広域振興局名		所管区域
盛岡広域振興局	保健福祉環境部	雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町
		滝沢市（平成 25 年 8 月から同年 12 月までの間に限る。）
県南広域振興局	保健福祉環境部	西和賀町、金ヶ崎町、平泉町
沿岸広域振興局	保健福祉環境部	住田町、大槌町
	保健福祉環境部宮古保健福祉環境センター	山田町、岩泉町、田野畑村
県北広域振興局	保健福祉環境部	野田村、普代村、洋野町
	保健福祉環境部二戸保健福祉環境センター	一戸町、軽米町、九戸村

別表 2（第 6 関係）

必要書類		様式	必要部数
申出書 （必須）	平成 25 年生活扶助基準改定に関する最高裁判所判決を踏まえた保護費の追加支給に係る申出書	様式第 1 号	1 部
同意書 （必須）	追加支給に当たって必要な調査に係る同意書	様式第 1 号 別紙	1 部
添付する書類 （必須）	申出書（様式第 1 号）別添「申出に当たってのチェックリスト」【必ずご提出いただく書類】に記載のとおり	—	—
添付する書類 （任意）	申出書（様式第 1 号）別添「申出に当たってのチェックリスト」【必要に応じてご提出いただく書類】に記載のとおり	—	—
申出の期間、提出方法及び提出先			
【申出の期間】令和 8 年 8 月 1 日から別に定める終期 【提出方法】下記提出先への郵送による 【提出先】 住所：〒020-8691 日本郵便株式会社 盛岡中央郵便局 私書箱第 78 号 宛先：岩手県（町村部）生活保護追加給付事務局 〔留意事項〕 郵送の際は、封筒に追加支給申出書類在中と記載すること。			